

国立大学におけるアーカイブズの誕生 －東北大学五十年史編纂と記念資料室の成立

加 藤 論

はじめに

東北大学記念資料室は、英語表記を「Tohoku University Archives」とし、組織名称に「Archives」を用いた日本で初めての大学アーカイブズとされている。しかし、日本におけるアーカイブズ学の確立に主要な役割を果たしてきた安藤正人をして、東北大学記念資料室が大学アーカイブズの嚆矢であることは初めて聞いた（2017年時）、と述べているように日本における大学アーカイブズの成り立ちは、未だ未解明な点が多い¹⁾。東北大学記念資料室の画期性について、先行研究では桑尾光太郎・谷本宗生が、大学史資料の保存部署として1951年に設置された慶應義塾大学の塾史編纂所、1963年に設置された早稲田大学の校史資料室、同志社大学の社史資料編集所等、私立大学の動向とは分けて「国立大学のなかで最初に資料室を実現させた²⁾」と評価している。一方、永田英明は「当時国内には、いくつかの大学が大学史の編集室を設置していましたが、アーカイブズを主任務とする組織としては国内初の事例でした³⁾」と、他の大学史資料の保存部署が年史編纂を前提として組織されたのに対して、東北大学記念資料室が年史編纂を前提としない組織であった点を評価している。

しかし、前提となる東北大学記念資料室設置の経緯そのものについては、同記念資料室副室長を務めた原田隆吉の回顧的論稿があるほか⁴⁾、東北大学百年史の部局史に所収されている東北大学史料館の項目に、史料館の沿革として記述されている以外には⁵⁾、本格的な研究はほとんどなされてこなかった。こうした先行研究状況を踏まえ本稿では、東北大学評議会議事要録や、商議会議事要録ほか、東北大学史料館所蔵の記念資料室関係の公文書、また原田夏子氏より寄贈を受けた、記念資料室副室長を務めた原田隆吉の個人文書等を活用することで、東北大学記念資料室が模索したアーカイブズ像を抽出することを目的とする。結論からいえば東北大学記念資料室は「記念資料」の含意を広くとることで、公文書も含めた全学的な史資料の移管体制を形成する構想を持っていたが、それが東北大学記念資料室において実現をみることはなかった。

しかし、研究者の業績情報に関する集積や、当該期において進められた全学的なキャンパス移転に伴う資料の散逸抑止には一定の役割を果たしていくことになる。本稿では記念資料室の主要業務が確定していった1960年代を時期設定に据え、当該時期の記念資料室が如何なる資料収集計画を実施していったのか、その結果と活動実態を分析することで、東北大学記念資料室の特質を解明する。

1、東北大学記念資料室の設置

東北大学記念資料室設置計画が公式な学内会議において議論されるようになるのは、1961年11月6日に開催された附属図書館商議会からである。商議会は東北大学附属図書館の重要事項を審議する会議であったが、ここで議題にあげられたのが「東北大学の文書保存について」であった。世良晃志郎附属図書館長から、東北大学の歴史的な文書資料保存の必要性が提起され、

その具体案として挙げられたのが、「仮称東北大学記念資料室設置計画案」であった⁶⁾。商議会では、本部事務局庶務部庶務課の池田徹庶務課長補佐が庶務部としての意向について説明を行い⁷⁾、結果「必要性は充分認められるので本部および図書館で立案検討し、資料は図書館で保存する」という方向性が決められた⁸⁾。

この議論の前提としてあげられるのが、1960年に刊行された『東北大学五十年史』上下巻の編纂である。1957年に東北大学は創立五十周年を迎え、その記念事業の一つとして年史編纂事業が進められた。年史編纂事業は東北大学の周年事業の一環であったが、編集委員長には中村吉治附属図書館長が就き⁹⁾、執筆・編集を担うスタッフとして1956年に原田隆吉文学部助手が採用されることになる。原田は、東北大学五十年史を刊行後、1961年6月には助教授に昇任¹⁰⁾、所属は文学部であるものの、附属図書館長の補佐としてこの間、五十年史編纂で収集された資料等の残務整理も行い、附属図書館においてこうした資料の取り扱いが懸案事項になっていったものと思われる。後に、東北大学記念資料室が設置される際の制定理由でも、「本学がさきに五十年史を編集刊行した時、多くの資料の提供を受けたが、それはすこぶる有益であった。このような資料は、本学の歴史の資料として貴重ばかりでなく、広く学術史ないし文化史のうえで大きな価値をもっているにもかかわらず、学内・学外を問わず未整理のままかなり多く保存されているものもあり、このまま放置するならばだんだん散逸し、消滅するおそれがある。ここに記念資料室を設置して、その収集、保存および整理を組織的に行ない、利用に供し、本学および学術の発展に寄与する¹¹⁾」とされている。東北大学記念資料室の発足は、東北大学五十年史編纂の実務を担った附属図書館において、編纂後の収集資料散逸に対する危機感を背景として、議論されていくことになったのである。

東北大学記念資料室設置計画案では、どのような文書を保存対象とするのか、についてまとめられている。保存対象とされたのは、文書（本部関係）、文書（部局関係）、法令、統計、学内行政的刊行物、学内学術的刊行物、学内歴史的編纂物、学内目録的編纂物、写真、遺品、遺物となっており、公文書のほか、学内刊行物、写真資料、建物のネームプレートなどの物品類も含まれていた（表1）。

保存すべき公文書として特に想定されていたのは、本部事務局の永年保存文書であり、これらは全て保存対象とし、加えて15年保存文書の一部が保存対象に含まれていた。部局の文書も保存対象とされていたが、東北大学記念資料室設置計画案では具体的な対象資料は明示されておらず、この段階で保存対象の文書は明確化されていなかった。もっともこの時期東北大学においては、現用文書の保存期間を設定する規程は未整備であり、「文書の管理は慣行により行われてきており」、全学的に統一もとれていなかった¹²⁾。つまり保存対象の前提となる文書の保存期間自体、当時の東北大学では明文化されていなかったのである。そこで東北大学記念資料室設置計画案で永年保存や15年保存の目安の参考としたのが、「九州大学文書処理規則」であった。

1961年11月の商議会開催以前、1961年7月29日に本部事務局庶務部庶務課文書掛において「文書処理規程等について（依頼）」が起案されている。これは、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学の各大学に文書処理規程等について参考送付を求める内容であった。同年8月中、各大学から回答が来ているが、結果は京都大学、大阪大学については規定が作成されておらず、名古屋大学では文書処理内規はあるものの、文書保存規程はなかった。唯一九州大学だ

表 1、東北大学記念資料室設置計画案による収集対象リスト

1	文書（本部関係）	永久保存文書の全部
2	文書（本部関係）	15年保存文書の1部分
3	文書（部局関係）	
4	法令	（官報等）
5	統計	（全国的、文部省関係、東北地方関係、学内関係等）
6	学内行政的刊行物	（便覧、要覧、時間割表、講義題目表等）
7	学内学術的刊行物	（創立十周年記念論文集、研究年報、文化等）
8	学内歴史的編纂物	（二十五年の歩み、五十年史、仙台高工史、法文学部略史等）
9	学内目録的編纂物	（卒業生名簿、蔵書目録、函面、職員学生名簿等）
10	写真	（風景、建物、器械、総長以下人文等）
11	遺品	（アルバム、絵ハガキ、肖像画、名著の原稿や初版本等）
12	遺物	（旧建物のネームプレート、校旗、看板等）

出典：「附属図書館商議会議事要録」1961年11月6日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵

けが、九州大学文書処理等規則を制定しており、文書の保存期間についても設定されていた。ここで設定されていた保存期間が、第一分類（永久保存）と第二分類（十五年保存）であったのである。この保存期間設定は、1961年11月の商議会において参考資料として提出されている¹³⁾。他の旧帝国大学について、北海道大学は不明であるが、1960年代においては東京大学でも文書管理に関する規程はなく、参考となるのは九州大学のみであったと思われる。また商議会における説明や、他大学の文書処理規程等の収集などの動向から、東北大学記念資料室設置計画案には、早い段階から本部事務局庶務部が深く関わっていたことが分かる（表2）。

その後1962年12月に開催された商議会において、原田隆吉助教授から「文書館設置に関する前商議会以降の経過並びに前に予定した文書の外に退職教官等の記念資料をも収集することについて具体的な説明があり¹⁴⁾」、了承されている。1961年時点では記念資料室と呼称されていた組織名称が、1962年段階で「文書館」となっている一方、退職教官から資料を収集することが提案されているように、想定された組織が、公文書の保存を軸とするのか、研究者資料の収集を主とするのか、方向性は定まっておらず、収集対象となる資料は拡大傾向にあった。

次いで1963年1月28日に開催された商議会では、世良附属図書館長から昨年12月以降の経過報告がなされ、収集対象となる資料案について本部に提出するとともに、黒川利雄学長等に計画の要旨を提案したところ、「全面的に御賛意を得てこれを本年度から実施することになった」との状況が伝えられた。また、合わせて「一般事務は本部で行い、計画および整理等は図書館で行なうこととなり、かつ現在学内にあるものは目録作成等整理に着手する」ことが述べられ、商議会構成員に事業への協力が依頼された¹⁵⁾。

その後、組織名称は最終的に記念資料室に収まったようで、1963年7月16日の評議会では「東北大学記念資料室設置規程および東北大学記念資料室資料収集規程の制定について」諮られることになる。評議会では世良附属図書館長から「本学がさきに50年史を編集刊行した際、多くの資料の提供を受けたがこのような資料は本学の歴史の資料として貴重なばかりでなく、広く学術史、文化史のうえでも大きな価値をもっている。そこで記念資料室を設置し、このような

表 2、九州大学文書処理等規則抜粋（文書の種別）

第一類（永久保存）	
1	文部省からの諸令達、通達およびこれに関する往復文書並びに本学諸令達、通達等で例規となる文書
2	本学の沿革史
3	本学の諸規則、細則等の制定、改廃に関する文書
4	学部および学科の増設並びに廃止に関する文書
5	評議会等重要な会議に関する記録文書
6	学位授与に関する文書
7	人事に関する重要書類並びに記録
8	会計関係法令上の法定帳簿その他予算経理に関する重要な文書
9	国有財産に関する重要な文書
10	卒業者および修了者台帳
11	学籍簿、指導要録またはその写および抄本
12	単位認定に関する文書
13	図書に関する表簿で特に重要な文書
14	その他永久保存の必要があると認められる文書
第二類（十五年保存）	
1	文部省からの諸令達、通達およびこれに関する往復文書並びに本学の諸令達、通達等で将来の参考となる文書
2	報告、届出および調査等で重要な文書
3	予算および概算に関する文書
4	国有財産の所属替、用途変更、引継等に関する文書で第一類以外の文書
5	学生に関する表簿で重要な文書
6	奨学生に関する表簿中、奨学生カード、奨学金出納簿、奨学金整理簿その他重要な文書
7	その他十五年間保存の必要があると認められる文書

出典：「記念資料室設置計画参考資料 九州大学文書処理規則よりの抜粋」1961年11月6日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵

記念資料の収集、保存および整理を組織的に行ない、利用に供するため「東北大学記念資料室設置規程」を、また記念資料収集の原則および収集の対象物を明確にするため「東北大学記念資料収集規程」を制定するものである¹⁶⁾と説明が行われている。この世良附属図書館長の説明に対し席上、伊東信雄評議員、吉田賢抗川内分校主事から「さきに本学において50周年事業を計画した際、包摂校の同窓会では「記念室」をつくる計画であったが、「記念講堂」に計画が変更された¹⁷⁾。したがって、包摂校に関しては記念資料を保存する場所が宙に浮いた形になっている。旧二高については現在2、3か所に分散保存されている筈であるが早くまとめないと散逸してしまうおそれがある」との発言がなされている¹⁸⁾。

世良附属図書館長の説明は、東北大学五十年史刊行後、1961年以降の附属図書館商議会での議論を踏まえたものであったが、伊東評議員、吉田川内分校主事の意見は、包摂校の資料散逸に焦点をあてた意見であった。伊東信雄は旧制第二高等学校の卒業生であり、吉田賢抗が所属していた川内分校は、旧制第二高等学校、旧制仙台工業専門学校、旧制宮城県女子専門学校を母体とする組織であり、吉田自身も旧制第二高等学校教授を経て東北大学の教官となっていた¹⁹⁾。1949年新制大学への改組に伴って、東北大学は、仙台所在の旧制第二高等学校、旧制仙

台工業専門学校、旧制宮城師範学校、旧制宮城青年師範学校、旧制宮城県女子専門学校を包括することになるが、包括された上記包摂校は新制東北大学下において、学部や分校などのもとに再編され、包摂校の資料もまた分かれて管理されていくなど、散逸の危険性にさらされていた。包摂校に縁を持つ教官は、当時の包摂校関係資料の置かれていた現状認識を踏まえ、記念資料室設置に当たって、そうした包摂校関係資料の収集機能を求めたのである。また、先に記念資料室設置に賛意を示した黒川利雄も旧制第二高等学校出身で、旧制二高の尚志同窓会の会長も務めている。黒川学長は1963年6月末で任期満了を迎え、7月評議会は後継の石津照璽学長のもと開催されていたが、議題整理等も含め、東北大学記念資料室に関わる規程制定については、黒川学長期に進められたものといっただろう。

伊東評議員、吉田川内分校主事の発言に対し、世良附属図書館長は「この規程では包摂校をも含めて考えている²⁰⁾」と返答している。この応答からもうかがえるように、東北大学記念資料室は初発の段階から、包摂校の資料収集も強く意識する組織として位置づけられていくことになったといえる。審議の結果、原案通り規程は評議会で承認され、同日付で、東北大学記念資料室設置規程、東北大学記念資料室資料収集規程、が施行となった。

記念資料室は、附属図書館の関連規程と分けて制定されたことから分かるように、附属図書館の室として置かれたものではなく、組織規程上は附属図書館とは独立して設置された。このため、しばらくの間は商議會においても、記念資料室の事業について報告がなされていくものの、1963年7月以降、記念資料室運営委員会が開催されるようになると、商議會において記念資料室の案件が議題にあがることは徐々に無くなっていった。また記念資料室の運営に関する重要事項の審議は、設置規程第五条で「東北大学記念資料室運営委員会を置く²¹⁾」とされ、運営委員会の委員は、第五条第2項で室長（附属図書館長）、各学部長、各附置研究所長、教養部長、各分校主事、医学部附属病院長、医学部附属病院各分院長、事務局長、学生部長となっていたため、運営委員会単独での招集は現実的ではなく、学部長級が連なる他会議に合わせて日程調整する必要があった。このため記念資料室第一回運営委員会は評議会開催の一時間後に設定されている。しかし当初記念資料室設置規程では、委員の構成員に学長が含まれていなかったため、記念資料室運営委員会の委員長は、設置規程第五条第3項で「委員長は、室長をもってあて、会務を掌理する」とされていた。この点について、記念資料室第一回運営委員会において、世良記念資料室長から、「本運営委員会について、その機能や性質からしても、その構成員からしても少なくとも当初の間は委員長は学長であること」が望ましいとする提案が承認された²²⁾。この結果1963年12月16日、「委員長は、学長をもってあて、会務を総理する」と規程改正されることとなり、運営委員会の性格も学長のもとに置かれた会議となる²³⁾。

もっとも、設置規程第三条第2項には「室長は、附属図書館長をもって、副室長は、本学の教授又は助教授をもってあてる」とあり²⁴⁾、第七条で「記念資料室の管理は、当分の間、附属図書館において行なう」と定められていたように、実質的には附属図書館が記念資料室の実務を担う体制となっていた。その結果、同年7月19日に世良附属図書館長から、事務局長に宛てて7月16日付での副室長発令依頼が出され、原田隆吉が副室長に就任²⁵⁾、1964年までの間に記念資料室の体制は、附属図書館長、副室長のほかに石田義光、新田孝子の各助手を加え²⁶⁾、附属図書館事務長、事務長補佐、総務掛長に事務を委嘱する体制で運営されることになる²⁷⁾。

設置規程と同日付で「東北大学記念資料室収集規程」が制定され、収集する資料の範囲も定

められることとなった。収集規程第二条では、収集の原則を「記念資料の収集にあたっては、当該資料を管理する部局の長又は当該資料を所有する私人の承認を得て行なうものとする。ただし、収集することが不可能な記念資料については、その目録を収集するものとする²⁸⁾」とされた。収集資料範囲は別表で、文書、学内刊行の印刷物、教官著作物、記念物品、視聴覚資料、その他の資料、整理研究資料の大きく七つに分類されている。これは1961年の商議会提案、「東北大学記念資料室設置計画案」で示された収集対象資料、1962年の商議会で提起された退職教官等の資料収集案を踏まえたものであり、分類自体はより整理されているものの、基本的にはこれまでの収集対象資料を含む内容となっているが、視聴覚資料の分類なども含め、対象となる資料が従来よりも広く具体的に列記されている。

収集規程第三条では、「記念資料」の定義を「収集する記念資料は、本学の歴史に関係ある資料であって、古文書及び古文書に類する文献並びに記念される価値のある物品とする」としているように、「古文書」、「文献」、「物品」として整理されている。「文献」の枠組みとしての教官著作物（単行書、雑誌論文、その他の教官の著作物）などは、附属図書館が退官した教官蔵書の寄贈を受入れ、旧蔵書のコレクションである特殊文庫として整備していった作業と類似する取り組みである。東北大学附属図書館では、帝国大学期以来、旧制第一高等学校校長や京都帝国大学文科大学長を歴任した狩野亨吉の旧蔵書や、戦時期附属図書館長を務めていた漱石門下の小宮豊隆の手引きにより夏目漱石の旧蔵書などを受け入れていたが、新制大学となってからも、1956年に東北帝国大学法文学部助教授として西洋美術史を担当していた児島喜久雄の旧蔵書、1962年に東北帝国大学法文学部教授で学士院会員であった大類伸の旧蔵書、1965年に旧制第二高等学校教授を務めた土井晩翠の旧蔵書などを購入もしくは寄贈受入れをしていた。また、規程では「物品」として実験器具や実験装置など博物館等で収蔵する類のものも含まれていた。東北大学には当時、博物館に相当する施設はなく、記念資料室が附属図書館の機能補完や、一部博物館的な収集機能も求められていたことが分かる（表3）。

2、東北大学文書管理通則の制定と記念資料室

記念資料室が設置されたのち、まず行われたことは展示企画であった。1963年10月9・10日の2日間、記念資料室所蔵資料および附属図書館に寄託されていた旧制第二高等学校資料を陳列した資料展が開催された²⁹⁾。会場は、東北大学創立五十周年を記念して建設された東北大学川内キャンパス内の記念講堂大ホールで、これは同月、国立大学附属図書館長会議が東北大学で行われたことに連動した展示であった³⁰⁾。また翌11月10日、今度は東北大学の大学祭に合わせて、記念講堂別館の松下会館一階大会議室において記念資料展示会が企画されることになる³¹⁾。この記念資料展示会でも東北大学に関する資料のほか、包摂校関係の資料が展示されており、10月、11月の展示はともに、東北大学および包摂校関係の資料展示という組み合わせであった³²⁾。この時展示された包摂校の資料は、川内分校で保管していた旧制第二高等学校、旧制仙台高等工業学校などを含むものであり、11月4日世良晃志郎附属図書館長兼記念資料室長から吉田賢抗川内分校主事に宛てて出陳依頼状が出されている³³⁾。東北大学記念資料室資料収集規程自体に、旧制第二高等学校をはじめとする、包摂校の資料を収集することについて、具体的な明文化はなされなかったものの、これら一連の催事からは、同年7月評議会において意見が出された、包摂校資料を含めた記念資料室の活動、の実践がみてとれる。

表3、東北大学記念資料室資料収集規程別表リスト

一 文書	
a	永久保存文書
b	十五年以上の保存文書（永久保存文書を除く。）
c	評議会及び協議会の記録文書
d	教授会の記録文書
二 学内刊行の印刷物	
a	行政的なもの・・・学内規程集、一覧、便覧、講義題目表、授業時間表
b	学術的なもの・・・記念論文集、紀要、研究年報、機関誌
c	歴史書的なもの・・・年史、畧史
d	目録的なもの・・・蔵書目録、職員録、卒業生名簿
e	その他の学内刊行の印刷物
三 教官著作物	
a	単行書
b	雑誌論文
c	その他の教官の著作物
四 記念物品	
a	校旗、看板、記念メダル、ネームプレート
b	実験器具、実験装置、備品
c	原稿類・・・講義ノート、手帳、日記、手沢本
d	書画類・・・肖像画、肖像、短冊、色紙、条幅、書簡、署名入物品
e	坐右具類・・・筆、硯、墨、蔵書印、印章
f	その他の記念物品
五 視聴覚資料	
a	写真
b	複製物
c	マイクロフィルム、スライド、録画
d	音盤
e	その他の視聴覚資料
六 その他の資料	
a	行政法規集・・・文部省・大学関係法規、官報
b	全国的地方的一般統計、文部省統計
c	大学統計
d	議会関係の議事記録
e	新聞・書籍の記録
f	その他の資料
七 整理研究資料	

出典：「東北大学記念資料室収集規程」1963年7月16日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』、東北大学史料館所蔵

上記二つの企画展に続いて、1963年11月には、名誉教授、長期間在職し東北大学の歴史に関係深い教官系退官者（名誉教授以外）、長期間在職し東北大学の歴史について特に密接な関係をもつ事務系退官者、各遺族の約204名に宛て、学長名で「東北大学記念資料室の設置について」

が通知された。また通知には世良晃志郎東北大学記念資料室長、東北大学附属図書館長並列名義で書かれた「記念資料室の設置を報告し併せて積極的な御協力を依頼すること」が同封され、通知者に対し、東北大学記念資料室収集規程に掲げた別表の中で、該当する資料がある場合、「組織の出発に当たってまずこの中の一点以上いくらかの資料を寄贈下さいますならば最も悦ばしいことであります」と記念資料室への資料寄贈を呼びかけた。また寄贈の前提となる資料の目録作成や、記念資料室への資料調査要請も「歓迎するところ」であり、最終的に寄贈資料は「図書館内において整理いたしまして、本建築の防火建物内に永久に保存します。近く数年の中に新営図書館内もしくは然るべき建物内に陳列室や閲覧室を伴った相応の施設として形を整え、御訪問をお待ちすることとなっております。以上、資料室発足にあたりご報告をかねて御依頼申し上げた次第であります」と締めくくっている³⁴⁾。宛先は名誉教授84名、同遺族約20名と、名誉教授関係者が全体の半数を占めていることから分かる通り、これは1962年の商議会で提案された、退職教官等の記念資料収集の事業化の一環であった。先に見たように、記念資料室資料収集規程にある「記念資料」の対象は幅の広いものであったが、その収集先として記念資料室は教官系退官者からの寄贈を、事業開始当初から重要視していたといえよう。

一方、記念資料室の設置計画が、本部および図書館で立案検討されていったように、本部による学内公文書管理の意向も記念資料室の在り方に関わっていた。「記念資料室の設置を報告し併せて積極的な御協力を依頼すること」には記念資料室発足の経緯を以下のように解説している。「本学はさきに五十年史を編纂刊行いたしました。その時にあたり、学の内外から多くの資料を提供され、それらは頗る有益でありました。その中には得難い貴重な物品がありまして、本学として何等かの方法をもってこれを永く完全に保存すべきであると考えられました。このような史料はなおその他にも数多く存在することと想像され、しかもこれらは放置するときには段々に散逸してしまうおそれがあると思われま。次に本部事務局に集積された公文書の類もかなりの数にのぼり、これを整理して利用できる状態にしておくことも一つの計画としてのぼっておりました。また本学に在籍された教官各位の著述や論文を集中して学生教育の一助とすべきであるという御意見もきかれたのであります。このような事情で附属図書館と本部庶務部とはよりよい意見を交換していましたが、黒川前学長は特にこの計画の推進に賛成され、これが総合的永続的立案を指導されました。こうして（中略）記念資料室は発足した次第であります。³⁵⁾」

東北大学記念資料室資料収集規程では、収集対象として一番目に文書として、永久保存文書、十五年以上の保存文書、評議会及び協議会の記録文書、教授会の記録文書、その他の文書をあげているように、公文書の保存を想定したものとなっている。本部事務局庶務部では、他の旧帝国大学に文書処理規程の有無を照会しているように、1960年代初頭、それまで慣行によって処理していた公文書管理の在り方の改善を模索していた。議論の過程で、記念資料室の設置が先行することとなったが、本部事務局庶務部は、東北大学における公文書管理制度の模索の延長線上に、記念資料室の在り方を位置づけていたといえる。

実際、東北大学の本部事務局はこの時期数多くの組織改編を伴っており、事務業務や文書管理の所掌が複雑化していた。庶務部では1949年の新制大学発足以降、10年間組織再編は行われなかったが、1959年、人事課のもとに人事班、給与班の2班が新設されたのを皮切りに³⁶⁾、以降「東北大学文書管理通則」が制定される1964年まで計4回の組織替えがなされている。本部

事務局内の他課でも同様の傾向をみせており、施設課では1949年以降1964年までの間に6回、うち1959年以降の再編が5回、会計課でも1949年以降1964年までの間に8回、うち1959年以降の再編は5回と、通則制定の直近五年間が特に多くなっている。先に見たように、本部事務局庶務部では1961年頃より、他大学の文書管理に関する規程を調査する動きをみせているが、1960年代に入って東北大学五十年史編纂が終了し、編纂に供された資料の散逸危険性が附属図書館内で問題視されるようになっていた時期とがちょうど重なることで、現用の公文書管理とアーカイブズ設置の動きが重なりながら東北大学では進むことになったのである。

記念資料室側でも本部事務局の公文書管理に関する規程整備の動向を注視しており、1963年11月19日に開催された記念資料室第1回運営委員会でも、文書の収集が議題としてあげられ、世良晃志郎記念資料室長は現在進行中の「東北大学文書処理規程」の成立を期待する旨の発言を行っている。またこの第1回運営委員会に先立って原田隆吉副室長がまとめたと思われるメモには、「東北大学文書処理規程」の成立を期待することとともに「本部・各部局に収蔵される文書の移管という根本方針を確立する事」、「収集すべき文書の移管という方針の確認をもとめる³⁷⁾」と記載されており、規程制定が記念資料室への公文書移管につながるようにしたい、との意向がみてとれる。

1964年2月までに本部事務局庶務部は保存文書の分類基準案を作成し、本部事務局および学生部に対して意見を求めた上で³⁸⁾、同年4月の評議会に「東北大学文書管理通則」が諮られた。この制定理由にも「従来、本学における文書管理は慣行によって行なわれてきており、全学的に統一がとれていないのが現状である。また本学の組織は年々大きくなり、それに伴い事務量の増加も著しく、取り扱われる文書の数も増大している。このため、本学における文書管理の方法について基本的な事項を定め、もって本学における事務の適性かつ能率的な処理を図る」と当時の事務状況の一端があらわれている。東北大学文書管理通則は庶務部長の説明を経て承認され、同年5月1日に施行された。この東北大学文書管理通則は、東北大学で初めて制定された公文書管理に関する全学的な通則であったが、この通則では、東北大学における公文書の保存期間を、永久、20年、10年、2年の4つに区分しており、最終的に永年、15年という区分は東北大学では採用されないこととなった。

また通則は第三十七条で「この通則に定めるもののほか、文書の管理に関し必要な事項は、事務局及び学生部にあつては学長が、部局にあつては部局の長がそれぞれ定めるものとする」という条項を設けていた³⁹⁾。評議会で石津照璽学長が庶務部長の説明に「この規程は、本学における実態およびこれまでの慣行をじゅうぶん踏まえて成文化したものであるが、この規程に盛られていない細目的事項で必要なものがあれば、各部局ごとに細則で定めることができることになっている」と補足を入れている通り、通則には別表等はない形式となっていた。このため第三条で文書記号及び文書番号を付するものとし、第九条で文書担当掛の設定、第三十三条で文書の保存期間区分が定められていたが、具体的な運用においては、別に本部事務局、部局が定める必要があり、本部事務局では「東北大学事務局・学生部文書管理規程」を合わせて作成し、通則と同一日に施行した⁴⁰⁾。事務局・学生部文書管理規程では、第3条で文書担当掛を庶務部庶務課文書掛とし、第17条では保存文書の表紙、背表紙の様式（別記様式第8号）、第18条では保存文書台帳の様式（別記様式第9号）を定めている。また別表第1で文書記号、別表第2で保存文書の分類基準が明示されており、実務上の運用を意識した文書管理規程を作成し

たところに、本部事務局の意向が投影されているといえよう。

ところで、この東北大学文書管理通則、東北大学事務局・学生部文書管理規程は、いずれも保存期間満了後の措置は、廃棄規定しか定めていない。通則では第三十五条において「保存期間が満了した保存文書は、廃棄するものとする」、文書管理規程では第19条で保存文書は「保存文書台帳に廃棄年月日及び廃棄理由を記入のうえ廃棄しなければならない」とのみ定められ、記念資料室への移管条項はなかった。そもそも、先に指摘したように、前年制定されていた東北大学記念資料室資料収集規程と、文書の保存区分自体に整合性が取られていない。このことから、本部事務局庶務部としては、保存期間満了後の記念資料室への公文書の移管は強く想定しておらず、具体的に文書管理規程の別表第2で項目化し、その分類基準を永年区分とすることで、重要な文書を本部事務局の共通理解とし、原課で保持し続けることで散逸防止とすることを第一義としていたものと思われる。

本部事務局からの移管が実態として全く行われなかったわけではなく、1964年7月本部事務局庶務課長から記念資料室長に宛てて「学長室に保存してある別記目録の図書を貴資料室に移管いたしたいと考えますから、よろしく願いいたします」という移管候補237点についての伺いが送られている⁴¹⁾。しかしその目録のリストは「理科報告」や「東北数学雑誌」、「農学研究所彙報」といった学術雑誌、年報、彙報からなるもので、公文書ではなかった。

3、記念資料室の資料収集計画と所在調査

こうした本部事務局の公文書の動向とは別に、部局の文書収集は具体的にどのように考えられていたのであろうか。1963年11月の記念資料室第一回運営委員会では、部局で所蔵している資料の調査についても議論が行われた。世良晃志郎記念資料室長からは、室員が各部局に出向いて調査に当たることになるが、「各部局においても目録の作製、記念物の調査などに関して積極的な協力を願いたいこと」が要請され、委員からは「調査員（各事務長）宛に室長から公式に委嘱されるべきこと、医学部の場合図書館の例もあるので記念資料室分室のようなものを考慮されたいこと、また収集にあたって室長の側である程度の選択を認めるべきこと」などの発言があり、室長はこれを了承し、委員会も承認した⁴²⁾。記念資料室設置規程では、第4条で「記念資料室に専門員及び調査員を置くことができる⁴³⁾」と規定されていた。専門員は記念資料収集の援助を行う者とされ、実際に想定された記念資料室専門員の候補者は、包摂校の同窓会長や、各部局の名誉教授や元事務長などで、包摂校関係の資料や、名物教授の資料寄贈などの窓口となることが期待されていたと思われる⁴⁴⁾。一方、調査員は各部局に関する記念資料の調査を行うため、「各部局の事務長をもってあて、室長が委嘱する」というもので、各部局の事務長を記念資料室の調査員に委嘱することで、部局からの資料収集を円滑に進める意図のもと規定されていた。当初、この調査員制度を規定通り活用しようとしていたことが分かる。

しかし記念資料室自体は先にみたように、どちらかという原課からの公文書移管という流れの中での資料収集よりも、教官系退官者からの寄贈を主たる収集事業として位置づけようとしていた節がある。1963年11月19日に開催された第一回運営委員会でも、教官著作物に関する議論が多い。この時審議されたのは、1つには教官系退官者の著作物収集の範囲を本学在学中に限るかどうか、という問題であった。この点については運営委員会では「原則として本学在任中の著作物に限るが、名誉教授の場合はこの限りでないこと⁴⁵⁾」とされた。2つ目の議論は

教官著作物の寄贈方法についてであった。世良記念資料室長は運営委員会において、著書新刊、雑誌論文の別刷については各教官から記念資料室に寄贈してもらう慣行を作っていくことを依頼、また従来発表してきた論文目録を教官毎に作成し、年度ごとにそれらを集積し東北大学記念資料室として論文目録を編纂したい、という提案も行った。これについて委員からは趣旨としては賛成であることが述べられたほか、記念資料室室員が毎年各部局へ来て部局事務室と連絡することなどの意見が出され、世良記念資料室長は了承している。3つ目は退官教授の論文集作製贈呈案についての検討である。世良記念資料室長は「著作物やその目録の収集が順調に進むならば教官が論文集に収められていない論文を退官されるときに、印刷して差し上げることができる」として、これに関連して記念資料室で印刷機購入することの案を開陳した。委員からは反対の意見はなく、経理上の検討課題とされた。

それでは、これら資料の収集をどのように記念資料室は取り組もうとしていたのであろうか。その一つの動向が、記念資料収集整理用カードによる資料の所在調査であった。1964年4月7日、記念資料室第一回調査委員会が開催され、記念資料室では、各部局に保存されている資料の登録および教官職員の著作物のリストを作成する計画があること、については記念資料室から各部局へ登録記入用のカードを送付する予定であることが伝達され、調査員（各部局事務長）へ協力依頼がなされた⁴⁶⁾。この調査委員会に先立ち、同年4月8日付で記念資料室では「記念資料収集整理用カードの作製について」計画案が原議されている⁴⁷⁾。内訳案によれば、部局において1年間に生まれる一般資料の点数を500点、部局の平均設置年数を30年と仮定して、15000点、本部において1年間に生まれる一般資料の点数を500点、創設期以来の文書が60年分あると仮定して、30000点の「一般資料記念カード」が必要とされている。また、教官著作物に関しては、教官個人において1年間に著作される平均5点、教官の現員数を700人、平均在職率を10年と仮定して「教官著作物カード」を35000点、これに教官以外の著作物を5000点程度と考慮して、1964年度中に必要なカードの総計を85000点と見積もり、記念資料室ではこれに予備も含めて10万枚用意することとした。こうしてみると、本部、部局、教官著作物の必要カード数の比率からしても、教官著作物に比重がおかれていた構造がみてとれる。まず発送されたのも、教官に宛てたもので8月10日に配布された。この初年度においては必要分のカードが各教官等に行き渡らなかつたり、カードの記入方法などの問い合わせが多く寄せられたこともあり、附属図書館の月報『図書館通信』で記入例についての説明がなされている。

記念資料収集整理用カードは、大きく一般記念資料カードと教官著作物カードの2タイプに形式が分けられ、教官著作物カードは各教官の単行書、叢書、論文の業績について情報を記入することとされていた⁴⁸⁾。教官向け配布に続いて、9月には部局に宛てて一般記念資料カードが配布された。しかし部局からの一般記念資料カードの提出は計画通りには進まなかつたようで、期限を当初一か月程度としていたが、約一か月提出を延期したのち、最終的には年内いっぱいまで延ばすこととなり、この間世良晃志郎に代わって室長となっていた金谷治記念資料室長⁴⁹⁾、および原田記念資料室副室長が理系部局長を直接訪問し個別に協力依頼を行っている。1964年12月15日に発行された『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.8には「理学部の2200余枚、抗研の1100余枚（差当り現在収集分）をはじめ、教育学部、農学部、教養部、速研などが提出を終った⁵⁰⁾」と進行状況が記されている。また、1964年末時点での東北大学記念資料台帳に記載のある部局は14となっている。配布先の部局数は25あり、少なくとも1964年12月

の段階では、全体の56%と約半数程度の回収率に留まっていたことが分かる。また部局の公文書も含めた登録を想定していた一般記念資料カードに記載があった部局はさらに少なく、経済学部、工学部、農学部、教養部、抗酸菌病研究所、附属病院、教育学部分校のみで、点数も138枚と現用文書の全体像の把握とは程遠いものであった⁵¹⁾。

これに対し、一定程度成果があがっていたのは、教官著作物カードの回収である。1965年1月19日に記念資料室第2回運営委員会が開催され、この席で金谷記念資料室長より「記念資料室の運営が軌道にのってきたこと、特に教官著作物カードの登録が順調に進展していること⁵²⁾」が報告されている。『東北大学附属図書館月報 図書館通信』は1964年度中に「教官著作物カードの合計は1万枚、著作の別刷など1つの部局で約400冊を寄贈する例などがあって、今後に明るい見通しが感じられる⁵³⁾」と伝えており、1964年度の記念資料収集整理用カード作成配布事業に対し、反応がよかったのは教官著作物のカード登録であったといえよう。もっともこのとき登録に協力した教官は全体の30%程度であったようで、回収率には課題を残した作業であったことは否めない。

教官著作物カード登録と、付随しての別刷等の寄贈は、第一回運営委員会で議論された、教官からの新刊著書、別刷などの寄贈と論文目録の作製に対する一つの答えを提示したものであったが、第一回運営委員会で同じく議論された、書籍化されていない論文の論文集作成贈呈案については、論文集そのものの印刷ではなく、「停年退官教授に対する著作目録の贈呈」とやや形を変えて、第2回運営委員会の席上、金谷記念資料室長より提案された。これは順調に登録、集積が進んでいた教官著作物カードを利用して、希望する退官教授に今までの全著作物の目録を100部程度贈呈する、という計画であった⁵⁴⁾。これに対し、元村勲委員（理学部長）、永野為武委員（教養部長⁵⁵⁾）から「退官者に対する著作目録の贈呈に関しては、あらゆる面で被贈呈者である退官者の意志を尊重すること、その部数を100部に限定しないこと、肖像写真の挿入などを考慮して欲しいこと⁵⁶⁾」などの要望がなされ、本川弘一委員（医学部長）からは目録作成に際し、研究室などと連絡をはかり、手落ちのないように慎重に行わなければならない、との発言がなされた。それらの意見を尊重する形で、退官教授の著作物目録作成事業は承認され、その後1964年度末に退官した教授のうち7名に表紙裏に写真を刷り込み、簡単な略歴を付した著作目録が完成し、1965年5月に贈呈された⁵⁷⁾。定年退官教授の肖像写真作製について⁵⁸⁾、1963年以来本部事務局庶務課が所掌していたが、肖像写真と著作物目録が一体的な事業とみなされたこともあり、1966年度末からは、肖像写真作製そのものも記念資料室が行うこととなった⁵⁹⁾。

この著作目録作成事業はその後も継続されていくことになり、1966年には8教授に著作目録を贈呈し、1967年にも同じく退官予定の8教授が対象となっている。1966年11月30日に記念資料室長から各部局長に宛てて送付された「定年退官教授に著作目録をお贈呈することについての調査（依頼）」によれば、著作目録作成に当たっては「カードをもととして、停年退官の教官各位に著作目録を作成贈呈する」という作業方針が説明され、「もしまだ完了しておられない場合は、早急に御提出ください。これは、目録作製の御希望の有無にかかわらず、記念資料室のために必らず、御提出下さるよう、切にお願いいたします」と、著作目録作成が、単に各教官のためのものだけでなく、記念資料室の調査を兼ねていることが明記されている。また教官著作物カードのほか記念資料室には「御著書、御筆跡、論文草稿など、御寄附いただいて、本室に長く記念物品として保存してあります（昨年度も何点かいただきました。）御協力願えれば、

幸甚であります」と教官著作物そのものの寄贈も呼び掛けている⁶⁰⁾。このように著作目録作成事業は、記念資料室の教官著作物カードの収集・改訂・増補と密接に結びついた事業であったことがわかる。もっとも、1967年1月の『東北大学附属図書館月報 図書館通信』では、「目録は、登録された著作物カードを主体として作製されるのが建前となっているので、本室が例年秋に文書を送って依頼申しあげている⁶¹⁾」としている通り、教官著作物カードが事前収集されていなくても、希望する定年退官教授には、著作目録を作成・贈呈していた。1例として1968年度定年退官教授著作目録は9名分が作成されているが、このうち事前に著作物カードの提出を受けていたのは5名分で、4名については希望を受けてから業績目録を編集したものと思われる。このため業績目録が年度末に贈呈されることはなく、1969年夏に校正作業が行われ、9月までに印刷発送された⁶²⁾。

ところで、1964年に制定された、東北大学文書管理通則、東北大学事務局・学生部文書管理規程はともに記念資料室への移管条項は設定されず、一般記念資料カードによる所在調査においても部局で保有する公文書の把握は十分進展しなかったが、記念資料室では1965年度においても、公文書の所在調査と一般記念資料カードによる登録を継続する意向を持っていた。1965年1月19日に開催された第2回記念資料室運営委員会では、今後の計画として「昭和40年度新計画本部事務局について カード登録実施⁶³⁾」があげられ、金谷記念資料室長より「早急の実施を考えたい旨⁶⁴⁾」が述べられ、承認されている。また1965年5月18日に開催された評議会において、東北大学記念資料室設置規程が改正され、調査員の条項が「事務局及び学生部の各課並びに各部局の事務部の長をもってあて、室長が委嘱する」となり、調査員制度に本部事務局および学生部の各課長を加えることが可能となった⁶⁵⁾。本部事務局庶務部長は改正の目的を「事務局および学生部に関する記念資料の収集をより効果的に行なおうとするものである」と説明しているが⁶⁶⁾、記念資料室運営委員会での議論にあるように、本部事務局および学生部への調査委員制度の拡大は、実際には公文書の収集そのものに先立つ、学内の記念資料の全容把握の方に主眼が置かれたものであった。このことは同年6月16日に行われた第2回調査委員会議でも明らかである。第2回調査委員会は、本部事務局および学生部の各課長に向けた、記念資料室による記念資料収集整理用カードの説明会の意味合いを持ったものであった。この席上、原田記念資料室副室長からは「現物の移管・寄贈に関しても早急にとすることは考えて居らず、当面はカード登録の増加に重点を置く⁶⁷⁾」こと、公文書だけでなく、文献や職員の著作物も含めてカードに記入してほしいことの説明がなされている。質疑応答では、人事課長より、登録について記念資料室の協力を乞う旨と、登録カードの控えを原課でもとりたいとの発言があり、金谷記念資料室長は「登録の控えとしては記念資料室登録台帳の用意があるので、それを配布する旨」を回答している。こうしたやり取りからすると、東北大学事務局・学生部文書管理規程制定後も、各課の保有する公文書を網羅的に台帳登録するような作業は十分行われていなかった可能性が高い。調査員制度の導入は、記念資料室と協力し、各課所蔵の公文書台帳作製に繋がるものであり、その点において本部事務局庶務部も記念資料室設置規程の改正を後押ししたといえよう。記念資料室も移管そのものに係る議論は棚上げにすることで、カード登録作業における本部の協力を取り付けようと試みたのである。

もっともこのカード提出期限を調査委員会議では同年9月を一応の目途としていたが、その後の収集結果については記録が残されておらず、調査委員会議自体も開催されなくなっていく。

また、記念資料室運営委員会の開催も不定期となり、1965年に開催されて以降、運営委員会の議事要録は1968年7月16日開催までの間の記録が残されていない⁶⁸⁾。史料として残されているこのときの議事要録は第4回とタイプされ、朱書きで3が追記されており、開催数は判然としなないが、いずれにせよ3年半の間、運営委員会は1～2回程度しか開催されなかったことになる。この間の記念資料室の活動としては、1967年6月に元事務長経験者へのヒアリングを兼ねた座談会⁶⁹⁾、同年11月に1963年以来の第2回記念資料室展示会を開催するなどしているが⁷⁰⁾、本部へのカード配布は1965年度単年度のみ作業でその後継続されなかった。部局についても『東北大学附属図書館月報 図書館通信』では既にカードを提出した各部局の教官リストを掲示し、任意のカード提出を促す活動は続けられたものの⁷¹⁾、カードの新規配布作業は1967年以降なされた形跡がみられない。カード登録に基づく全学の記念資料把握調査は、1960年代後半には事実上行われなくなったものと思われる。

4、記念資料室業務の変化と実態

このように記念資料室によるカード登録作業は更新されなくなるが、全学網羅的な記念資料の実態把握を目指さなくなっていった背景には、記念資料室の状況の変化も要因としてあげられる。まず1つは附属図書館の組織環境の変化である。1967年1月に附属図書館に調査研究室が設置され⁷²⁾、記念資料室の副室長を務めていた原田隆吉はこの調査研究室の室長を兼務することになる。この調査研究室では図書館事務量調査や⁷³⁾、図書館で利用する電子計算機に関する調査など⁷⁴⁾、学内他部局の委嘱研究員とともに取り組むことになる。また金谷附属図書館長と原田調査研究室長は、調査研究室が設置された1967年11月にアメリカの図書館建築と図書館機構について調査出張しており、その視察目的が「本館の移転新営と大学図書館の近代化」であったように、1973年に実現することになる、川内キャンパスへの附属図書館の新築移転計画が重要性を増すこととなり、記念資料室の活動だけに専念できなくなっていったものと思われる。

2点目は片平キャンパスから青葉山キャンパスへの部局移転に伴う資料収集作業が本格化していったことである。管見の限りでは1966年7月、1967年2月、1968年2月など複数回、工学部の青葉山移転に際し、各学科の研究室で廃棄予定の文献・文書・試作品・設備・備品などを、記念資料室が収集し保存することに関し、金谷治記念資料室長名義の収集依頼が作成されている⁷⁵⁾。この過程で、工学部諸学科各教室で保管されて来た資料や、包摂校の1つである旧制仙台高等工業学校の資料などの収集が進展、なかでも1967年に収集された「旧仙台高等工業学校の記念資料はめざましいもの」があったという⁷⁶⁾。前述の通り、1967年11月、記念資料室では、第2回記念資料室展示会を開催しているが、この時期に展示会が開かれたのには、キャンパス移転に伴い収集された資料の紹介という意味が強かったといえる。開催趣旨は「昭和38年11月10日、第1回の記念資料展を開催したが、その後収集された資料もかなりの量に達したので、ここにその一部を陳列して第2回の記念資料展を開催することにした」としており⁷⁷⁾、仙台高等工業学校の資料がおよそ4分の1を占めている。記念資料収集整理用カードによる資料の所在調査は、資料収集の前提として開始されたものであったが、青葉山キャンパスへの移転に伴い、廃棄される危険性を有していた記念資料の収集そのものに対応していく必要性が出てきたのである。

また、この第2回の展示目録をみると、イルミネーターや電動防止器、切味試験機、ライヘルト顕微鏡などの実験器具も積極的に収集していたことがわかる。当時、東京大学では総合研究資料館設立計画案が持ち上がり、1966年に設置されることになるが、こうした動向を受けて、東北大学でも元村勲理学部長が議長を務める「東北大学総合研究資料館設立計画に関する懇談会」が組織され、金谷記念資料室長も附属図書館長の立場からメンバーに加わっていた。しかし、東北大学では、東北大学総合研究資料館の設置は実現しなかった⁷⁸⁾。またそもそも東北大学記念資料室資料収集規程では、「記念物品」として実験器具、実験装置、備品も収集資料の対象とされていた⁷⁹⁾。博物館に相当する組織が学内にない中で、記念資料室は記念物品の枠組みで実験器具等も実態として収蔵していくことになったのである。

このため、記念資料室は全学的な記念資料の状況把握と移管体制の確立以前に、収蔵環境そのものが逼迫していくことになる。不定期開催となっていた記念資料室運営委員会が1968年7月16日開催された目的の1つが、収蔵スペース確保について全学的理解を求めること、にあったことは議事録からうかがえる。この時の運営委員会では、記念資料室の将来計画が議題となっており、記念資料室から「既に本室に収納された資料は、現在は附属図書館の仮書庫の通路上に保管されているが、最近図書館資料も増加し、いままでのように通路を使用するわけにはゆかなくなった」という状況が報告され、本川弘一学長が「川内に新営附属図書館が建設されても、その中に資料の保存ならびに陳列の場所は十分にはとれないであろうから、片平地区で適当な建物を記念資料の保存、展示のスペースとして本室に割りあてられるよう協力を願わねばならないであろう」との発言があり、運営委員会です承されている⁸⁰⁾。一方で記念資料収集整理用カードによる資料の所在調査の件は議事録には一切記載がない。公文書も含めた現用文書の全学的把握は記念資料室の活動としては明確に位置づけられなくなっていき、各部局のキャンパス移転に伴い増加した収集資料の保存、展示環境の整備が1960年代後半以降、記念資料室の主たる課題となっていくのである。

おわりに

東北大学記念資料室が設置された1960年代初頭、東北大学は様々な資料の在り方に関する課題を内在していた。1つは東北大学が創設50周年記念事業として計画した『東北大学五十年史』の編纂が終了し、編纂にあたって活用された資料の散逸が問題となっていたこと。2つ目は文書処理規程が未整備な中で、東北大学の本部事務局、学生部等では事務業務や文書管理の所掌が複雑化してきており、公文書管理の在り方が問われるようになってきていたこと。3つ目は東北大学に在籍していた教官の著述や論文を集約し、学生教育の一助とすべきという意見が学内にあったこと。4つ目は新制大学発足時に包括された包摂校の資料が学内で分散して管理されており、その散逸を危惧する旧包摂校出身の教官が一定の影響力を有していたこと、である。記念資料室の収集規程はそうした学内の要望を包含するかたちで制定されることとなり、「記念資料」に含まれる資料の範囲も幅広いものとなった。

記念資料室が発足後、こうした諸問題に対応した「記念資料」の収集を行うにあたり、設定されたものが、本部事務局・学生部課長級、部局事務長級の職員に委嘱する調査員、名誉教授や元事務長経験者、包摂校同窓会長などを想定した専門員の制度であった。とりわけ現用文書の文書管理者を記念資料室の調査員に委嘱する取り組みは、日本におけるレコードマネー

ジャーとアーキビストの関係を考える上で興味深い取り組みである。この調査員を通じて、記念資料室は1964年以降、記念資料収集整理用カードによる資料の所在調査を開始することとなる。「記念資料」の移管、寄贈の前提として、調査員を通じた全学的な「記念資料」の把握を目指したのである。

しかし、記念資料室が1964～1965年にかけて2回の調査員会を開催し、本部事務局、学生部、部局と全学的な記念資料収集整理用カードによる資料の所在調査の説明と協力を要請したにもかかわらず、記念資料収集整理用カード、中でも公文書を含んだ一般記念資料カードの回収率は低く、全学的な現用文書の所在把握からは程遠いものであった。この調査員制度がうまく機能しなかった要因としては、1964年に制定された「東北大学文書処理規程」との接合が不十分であったことがあげられる。当初記念資料室では、全学的な文書処理規程の制定を待って、公文書の移管を主業務とすることが想定されていた。しかし最終的に制定された「東北大学文書処理規程」では、原課における文書処理と適切な保存に重点が置かれたものとなり、記念資料室への移管条項は定められず、「東北大学記念資料室収集規程」と公文書の保存期間の整合性が取られていないなど、現用文書の保存期間満了に伴う記念資料室への非現用文書の移管という流れが規程上整備されることはなかった。このため、記念資料室が送付した記念資料収集整理カードへの記載作業は、規定に基づく強制力はなく、調査員に委嘱された本部事務局、学生部の課長級、部局の事務長級が積極的に、記念資料室に協力する動機付けは低かったのである。

一方、記念資料室は教官系退官者からの寄贈による資料収集を、事業開始当初から重要視していたが、単行書、雑誌論文などの「教官著作物」そのものも東北大学記念資料室収集規程では収集対象として位置づけられていた。附属図書館では退官した教官蔵書の寄贈受入れを行っており、実質的に附属図書館内に置かれていた記念資料室の取り組みとして、進めやすい活動であったといえる。また収集規程では、「収集することが不可能な記念資料については、その目録を収集するものとする」とされていた。記念資料収集整理カードは、一般記念資料カードのほか教官著作物カードの形式も用意され、全学教官の著作物の情報蓄積が試みられたのである。また教官著作物カードをもとに、1964年度末に定年退官した教授のうち希望者に著作目録の作成が行われ、以後この定年退官教授目録の作成は、記念資料室の活動として毎年継続されていくことになる。もっとも、一般記念資料カードに比べれば教官著作物カードの回収率は30%程度と高かったものの、全学教官を網羅するには至らず、記念資料収集整理カードをもとにしたかたちでの目録作成作業は形骸化していくことになった。

その後、1960年代後半から東北大学が、創業地である片平キャンパスから、青葉山への部局のキャンパス移転を本格化していく中、記念資料室は移転に伴い散逸の危険性が高まるとして、各研究室などから記念資料の収集作業を積極的に行うようになる。作業の過程で記念資料室は、包摂校の資料なども寄贈を受けることになったほか、当時全学的な博物館機能を有する施設がなかったこともあって、実験器具や装置なども受け入れたことで、記念資料室の収蔵スペースは狭隘化が進むことになる。また資料の一定の蓄積をもとにして、展示企画が行われていくようになった。この結果、記念資料室の活動の課題は、全学的な公文書や教官著作物の全容把握と移管プロセスの確立から、収集した記念資料の収蔵スペースの確保と、展示公開機能の検討に論点が移っていくことになる。東北大学記念資料室は、「記念資料」の定義を広くとることで、収集対象は幅のあるものとなったが、そのことが定年退官教授目録作成作業や、記念物品の展

示公開機能の検討など特色ある取り組みを担保し、学内での公文書移管体制未確立な中において、大学アーカイブズの命脈を保ったといえよう。

注

- 1) 安澤秀一、大藤修、安藤正人、大友一雄、富善一敏「座談会 日本におけるアーカイブズ学の発展」『アーカイブズ学研究』27、2017年、58頁
- 2) 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』、京都大学学術出版会、2005年、22～23頁
- 3) 永田英明「はじめに」『これからの大学と大学アーカイブズ—東北大学史料館創立50周年記念講演会・シンポジウムの記録』東北大学史料館、2014年
- 4) 原田隆吉「東北大学記念資料室の発足」原田隆吉図書館学論集刊行委員会編『原田隆吉図書館学論集』雄松堂出版、1996年。初出は『図書館学研究報告』19、1986年
- 5) 永田英明「第二五編 史料館」『東北大学百年史七 部局史四』東北大学、2006年
- 6) 世良晃志郎は東北大学法学部教授、1958年12月から1963年11月まで附属図書館長
- 7) 『東北大学職員録 1961年5月1日』1961年8月、東北大学史料館所蔵
- 8) 「附属図書館商議会議事要録」1961年11月6日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵
- 9) 中村吉治は東北大学経済学部教授、1953年11月から1958年11月まで附属図書館長
- 10) 「原田隆吉略歴」原田隆吉図書館学論集刊行委員会編『原田隆吉図書館学論集』雄松堂出版、1996年、633頁
- 11) 「東北大学記念資料室および東北大学記念資料室資料収集規程の制定について（伺）」1963年7月11日『本部関係規程綴／自昭和38年4月至昭和38年12月』、東北大学史料館所蔵
- 12) 「東北大学文書管理通則の制定について（伺）」1964年4月20日、『本部関係規程綴／自昭和39年1月至昭和39年9月』、東北大学史料館所蔵
- 13) 「記念資料室設置計画参考資料 九州大学文書処理規則よりの抜粋」1961年11月6日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵
- 14) 「附属図書館商議会議事要録」1962年12月14日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵
- 15) 「附属図書館商議会議事要録」1963年1月28日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵
- 16) 「附属図書館商議会議事要録」1963年7月16日、『自昭和三十三年度至昭和三十八年度商議会関係綴』、東北大学史料館所蔵
- 17) 新制大学時に東北大学に包括された、第二高等学校、仙台高等工業学校、宮城師範学校、宮城県女子専門学校などについて本章では「包摂校」と名称し記述する。
- 18) 前掲「附属図書館商議会議事要録」1963年7月16日
- 19) 川内分校は1964年に教養部として改組される。
- 20) 前掲「附属図書館商議会議事要録」1963年7月16日
- 21) 「東北大学記念資料室設置規程（案）」1963年7月16日『本部関係規程綴／自昭和38年4月至昭和38年12月』、東北大学史料館所蔵
- 22) 「記念資料室第一回運営委員会議事録」1963年11月19日『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵
- 23) 「東北大学記念資料室設置規程の一部を改正する規程の制定について」1963年12月16日『記念資料室』（原

- 田隆吉文書)、東北大学史料館所蔵
- 24) 東北大学百年史では、附属図書館長と記念資料室長の任期にズレがあるが、原議書等の記念資料室長の押印や決裁名義は、附属図書館長交替と連動しており、実質的に規程は機能していたと思われる。『東北大学百年史 十 部局史三』東北大学、2009年、297頁、305頁
 - 25) 「下記名を東北大学記念資料室副室長にしたいので発令よろしく御取計らい願います」1963年7月19日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』東北大学史料館所蔵
 - 26) 「記念資料室だより」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.1、1964年4月では、坪井一助手も記念資料室付きの助手とされているが、東北大学職員録では附属図書館洋書目録掛に所属する助手とされている。また1939年から石田義光は事務官として掲載されるようになる。『東北大学職員 昭和38年10月1日』、『東北大学職員録 昭和39年10月1日』東北大学史料館所蔵
 - 27) 「記念資料室事務の委嘱について (伺)」1964年1月1日『記念資料室』(原田隆吉文書)、東北大学史料館所蔵
 - 28) 「東北大学記念資料室収集規程 (案)」1963年7月16日『本部関係規程綴 / 自昭和38年4月至昭和38年12月』、東北大学史料館所蔵
 - 29) 「記念講堂について (依頼)」1963年10月3日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』東北大学史料館所蔵
 - 30) 原田隆吉「東北大学記念資料室の発足」原田隆吉図書館学論集刊行委員会編『原田隆吉図書館学論集』雄松堂、1996年、354頁
 - 31) 東北大学記念講堂は東北大学創立五十周年記念事業の一環として建設が企画され1960年に落成。松下会館は松下幸之助の寄附による記念講堂と一体的に隣接した別館で同時期に竣工した。
 - 32) 「東北大学記念資料展示目録」1963年11月10日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』、東北大学史料館所蔵
 - 33) 「本学記念資料展示会への貴分校関係の記念資料の出品方について (依頼)」1963年11月4日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』東北大学史料館所蔵
 - 34) 「記念資料室の設置を報告し併せて積極的な御協力を依頼すること」1963年11月『自昭和三十八年度 記念資料室関係綴』、東北大学史料館所蔵
 - 35) 前掲「記念資料室の設置を報告し併せて積極的な御協力を依頼すること」1963年11月
 - 36) それまで人事課は人事掛、給与掛の2係が置かれていたが、このとき人事班と給与班の2班制となりそれぞれ下部に任用掛、職員掛および一般給与掛、特殊給与掛の計4掛が置かれる体制となっている。東北大学百年史編集委員会『東北大学百年史 十 資料三』東北大学、2009年、241頁
 - 37) 「〔メモ〕今後の事業の予定①収集計画」1963年11月頃『記念資料室』(原田隆吉文書)、東北大学史料館所蔵
 - 38) 「保存文書分類基準表について (依頼)」1964年2月25日『文書書式取扱関係 昭和24～36年』、東北大学史料館所蔵
 - 39) 「東北大学文書管理通則 (案)」1964年4月28日評議会決定、同年5月1日施行『評議会議事要録綴 昭和39年度』、東北大学史料館所蔵
 - 40) 「東北大学事務局・学生部文書管理規程」1964年4月28日評議会報告、同年5月1日施行『評議会議事要録綴 昭和39年度』、東北大学史料館所蔵
 - 41) 「〔庶務課長発記念資料室宛 学長室保存図書に移管について〕」1964年7月21日『記念資料室』(原田隆吉文書)、東北大学史料館所蔵
 - 42) 東北大学では1915年、医科大学開設と同時に図書館医科分館が設置され、1954年「東北大学附属図書館規程」の改正により附属図書館分館(医学図書館)と改称されていた。
 - 43) 前掲「東北大学記念資料室収集規程 (案)」1963年7月16日
 - 44) 「記念資料室専門員候補者人選ひかえ」1963年頃か『記念資料室』(原田隆吉文書)、東北大学史料館所蔵。後に任命された事例としては、旧制第二高等学校の尚志同窓会業務の担当者が委嘱されている。「東北大学記念資料寄贈者に対する礼状の送付について (伺)」1987年8月1日『記念資料室関係綴 昭和五十五年三月～六十二年六月』、東北大学史料館所蔵
 - 45) 前掲「記念資料室第一回運営委員会議事録」1963年11月19日

- 46) 「記念資料室だより」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.1、1964年4月
- 47) 「記念資料室収集整理用カードの作製について」
- 48) 「記念資料室だより」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.6、1964年9月
- 49) 金谷治は東北大学文学部教授、1963年12月～1968年11月まで附属図書館長
- 50) 「記念資料室 登録カード収集はじまる」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.8、1964年12月
- 51) 「東北大学記念資料台帳」1964年末『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵。一般資料カードの点数は公文書の簿冊の実点数ではなく、公文書のシリーズは一括りに一つのカードに記載していた可能性がある。
- 52) 「記念資料室第二回運営委員会議事録」1965年1月19日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』、東北大学史料館所蔵
- 53) 「記念資料室で退官教授の著作目録を作製」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.15、1965年6月
- 54) 「記念資料室で退官教授の著作目録を作成」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.16、1965年7月
- 55) 「人事記録附属書類 永野為武」東北大学史料館所蔵。『東北大学百年史十 資料三』では永野の教養部長任期は1964年10月4日となっているが、実際の任期は1965年10月4日まで。
- 56) 前掲「記念資料室第二回運営委員会議事録」1965年1月19日
- 57) 前掲「記念資料室で退官教授の著作目録を作成」
- 58) 東北大学では規定上は戦前期より「定年」の呼称を用いていたが、慣例として「停年」が用いられることもあった。本稿では文章表現は「定年」で統一し、引用文について原文のままとした。
- 59) 「記念資料室 定年退官教授記念写真アルバム作製を担当」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.35、1967年2月
- 60) 「停年退官教授に著作目録を贈呈することについての調査（依頼）」1966年11月30日『記念資料室関係綴 昭和38～43年』、東北大学史料館所蔵
- 61) 「記念資料室 停年退官教授に贈る著作目録作製」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.34、1967年1月
- 62) 「記念資料室 停年退官教授著作目録を作製・贈呈」No.65、1969年8月
- 63) 「東北大学記念資料室第2回運営委員会議事資料」1965年1月19日『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵
- 64) 前掲「記念資料室第二回運営委員会議事録」1965年1月19日
- 65) 「記念資料室の調査員に事務局・学生部の各課長を加える」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.15、1965年6月
- 66) 「評議会議事要録」1965年5月18日『評議会議事要録綴 昭和40年度』、東北大学史料館所蔵
- 67) 「第2回調査委員会議事要録」1965年6月16日『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵
- 68) 「第3回記念資料室運営委員会議事要録」1968年7月16日『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵
- 69) 「記念資料室第1回座談会」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.39、1967年6月
- 70) 「記念資料室 松下会館で第2回展示会」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.43、1967年10月
- 71) 「記念資料室から教官著作物カード提出のお願い」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.46、1967年1月
- 72) 「東北大学附属図書館調査研究室 設置され発足する」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.22、1966年1月
- 73) 「大学図書館事務量調査特別委員会 最終報告」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.52、1968年7月
- 74) 原田隆吉「電子計算機を図書館で利用する計画」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.53、1968年8月
- 75) 「本学記念資料の収集について（依頼）」1966年7月21日、「貴学部各学科の青葉山移転に際し保存すべき記念資料の収集について（依頼）」1967年2月27日『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵。

- 「本学記念資料収集についての依頼」1968年2月14日『運営委員会議事録（原議書等 S42～S61）』、東北大学史料館所蔵
- 76) 「記念資料室 総長記念写真大額などを収集」『東北大学附属図書館月報 図書館通信』No.53、1968年8月 No. 37、1967年4月
- 77) 「第2回東北大学記念資料室展示会 まえがき」1967年11月頃『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵
- 78) 東北大学では、類似の組織としては1998年に設置された総合学術博物館を待たねばならなかった。
- 79) 前掲「東北大学記念資料室収集規程（案）」1963年7月16日
- 80) 「第3回記念資料室運営委員会議事要録」1968年7月16日『記念資料室』（原田隆吉文書）、東北大学史料館所蔵